

千葉県告示第161号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

平成31年3月1日

千葉市長 熊谷俊人

名称	所在地	指定年月日
(診療所)		
ちしろ台眼科	千葉県若葉区千城台北3-12-10	平成31年2月1日
おがわ医院	千葉県緑区あすみが丘7-1 あすみが丘ブランニューモール1階	平成31年2月1日
医療法人社団公伸会 黒砂台診療所	千葉県稲毛区黒砂台1-2-8	平成31年2月1日
(歯科)		
ジャスミン歯科クリニック	千葉県美浜区幸町2-17-1-101	平成31年1月15日
(薬局)		
ドイ薬局 花見川店	千葉県花見川区朝日ヶ丘5-32-26	平成31年2月1日
薬局タカサ 青葉の森店	千葉県中央区青葉町1273-3	平成31年1月21日